

事 務 連 絡
令和 8 年 4 月 1 日

北海道開発局 港湾空港部 空港・防災課長補佐 殿
東北地方整備局 港湾空港部 港湾空港整備・補償課長 殿
関東地方整備局 港湾空港部 空港整備課長 殿
北陸地方整備局 港湾空港部 港湾空港整備・補償課長 殿
中部地方整備局 港湾空港部 港湾空港整備・補償課長 殿
近畿地方整備局 港湾空港部 港湾空港整備・補償課長 殿
中国地方整備局 港湾空港部 港湾空港整備・補償課長 殿
四国地方整備局 港湾空港部 工事安全推進室長 殿
九州地方整備局 港湾空港部 空港整備課長 殿
沖縄総合事務局 開発建設部 空港整備課長 殿
東京航空局空港部 土木課長 殿
大阪航空局空港部 土木課長 殿

航空局航空ネットワーク部空港技術課
課長補佐（土木担当）

検査書類限定型試行工事の実施について

標記について、検査の効率化を図ることを目的として、これまで「検査書類限定型試行工事の実施について」（令和6年3月26日付け事務連絡）により実施してきたところですが、全ての工事（空港整備工事及び空港維持修繕工事）を対象とすることとしたので周知します。

本試行は、令和8年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用するものとし、また、既契約工事であっても受注者の同意が得られた場合には、本試行を適用することができます。

検査書類限定型試行工事 実施要領

1. 目的

「検査書類限定型試行工事」は、工事検査（完成・既済部分等）を対象に、書類検査に必要な書類を限定し、検査の効率化を図ることを目的とした試行工事である。

2. 対象工事

対象工事は、原則として全ての工事（空港整備工事及び空港維持修繕工事）とし、受発注者協議の上実施するものとする。

ただし、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格調査対象工事」又は「監督体制強化工事」
- ・施工中、監督職員から文書等により改善指示を発出した工事

3. 試行内容

(1) 工事検査

検査職員は、下記の書類に限定して検査を行う。

- ①施工計画書
- ②施工体制台帳（下請取引検査書類を含む。）
- ③工事打合せ簿（指示・協議・承諾・提出・報告・通知等）
- ④材料品質証明資料
- ⑤出来形管理図表
- ⑥品質管理図表
- ⑦工事写真

※上記書類は、検査用に改めて作成するものではなく、監督職員に提出した資料をとりまとめたものとする。

※上記以外の書類については、従前どおりにとりまとめ、監督職員が確認を行う。

※監督職員は「施工プロセス」のチェックリスト（案）（工事成績評定実施基準の別紙－5①～④）を検査日までに検査職員へ提出し、チェック内容を説明するものとする。

(2) 調査協力

アンケート調査の依頼を受けた場合には、受発注者ともに協力するものとする。

4. 実施方法

- ・実施方法は、打合せ簿（協議）により受注者と協議するものとする。
- ・発注者は、特別な事由により上記7書類以外の工事検査の書類を必要とする場合は、受注者に追加の提出を求めるものとする。

5. その他

- ・入札説明書及び特記仕様書への記載は、別紙1を参照するものとする。

【打合せ簿（協議）記載例】

1. 本工事を、「検査書類限定型試行工事」の対象工事とすることを協議願います。
検査書類限定型試行工事とは、〇〇検査時に下記の書類に限定して検査を行うものである。
 - ①施工計画書
 - ②施工体制台帳（下請取引検査書類を含む。）
 - ③工事打合せ簿（指示・協議・承諾・提出・報告・通知等）
 - ④材料品質証明資料
 - ⑤出来形管理図表
 - ⑥品質管理図表
 - ⑦工事写真
2. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

【入札説明書記載例】

○工事概要

本工事は、工事検査（完成・既済部分等）を対象に、書類検査に必要な書類を限定し、検査の効率化を図ることを目的とした「検査書類限定型試行工事」の対象工事である。

【特記仕様書記載例】

○検査書類限定型試行工事

1. 本工事は検査書類限定型試行工事の対象である。
2. 受注者は監督職員と協議の上、検査書類限定型試行工事を実施するものとする。
3. 実施内容は以下のとおりとする。

(1) 工事検査

検査職員は、下記の書類に限定して検査を行う。

①施工計画書、②施工体制台帳、③工事打合せ簿、④材料品質規格証明書、⑤出来形管理図表、⑥品質管理図表、⑦工事写真

※上記書類は、検査用に改めて作成するものではなく、監督職員に提出した資料をとりまとめたものとする。

※上記以外の書類については、従前どおりにとりまとめ、監督職員が確認を行う。

※監督職員は「施工プロセス」のチェックリスト（案）（工事成績評定実施基準の別紙-5①～④）を検査日までに検査職員へ提出し、チェック内容を説明するものとする。

(2) 調査協力

アンケート調査の依頼を受けた場合には、受発注者ともに協力するものとする。